

阿部耕一さんと年金の基礎を学びましょう
《父と息子の問答編》 第26回

中高齢寡婦加算は支給されるか否か？

息子 一家の働き手が若くして死亡した時、残された妻、子ども等の生活は、今の年金制度から言えばどうなるの？

父 大変良い質問だね。これは大変難しい制度だが覚えておいた方がよいと思うよ。

ご存知の通り、夫が死亡した時、国民年金では要件により遺族基礎年金、条件により寡婦年金が受給できる。厚生年金は2階建てのため遺族厚生年金、1階部分は要件により遺族基礎年金、条件により中高齢寡婦加算というものがある。

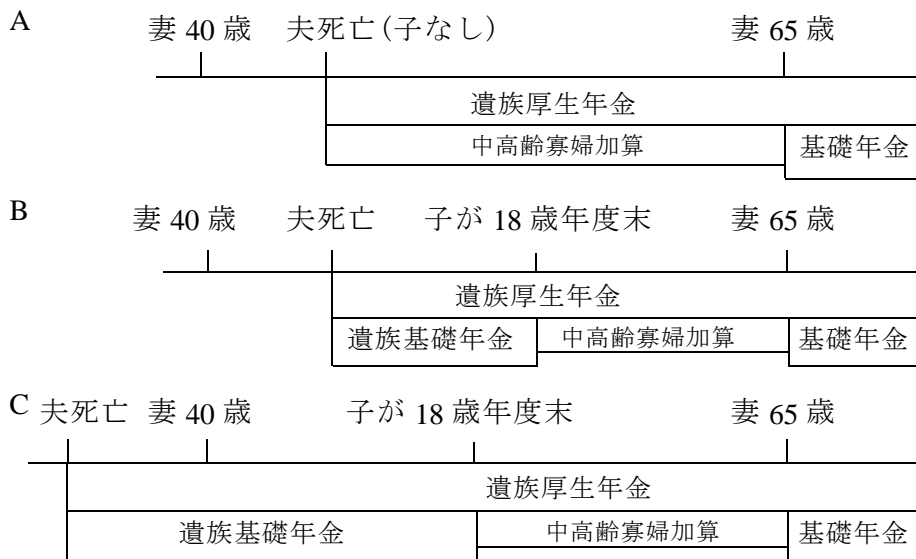
今回の場合、夫が死亡した時に残された妻に支給される厚生年金の中の中高年齢寡婦加算について説明しよう。

2階部分の遺族厚生年金は、妻が65歳未満の場合、夫の報酬比例の4分の3が原則支給、18歳未満の子ども（障害の場合20歳未満）がいる場合、1階部分の遺族基礎年金がプラスとなって妻に支給される。しかし、18歳以上の子どもしかいない場合、遺族厚生年金しか受け取れず（遺族基礎年金は受け取れない）、年金額はわずかなものとなる。そこで、1階部分の遺族基礎年金を受け取れない妻のために中高齢寡婦加算がある。

要件

- ① 夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がない妻
- ② 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻（40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る。）が、子が18歳到達年度の末日に達した遺族基礎年金を受給できなくなったとき。
- ③ 夫が20年以上の厚生年金の被保険者期間があること

以上の条件が合えば、妻は遺族厚生年金プラス遺族基礎年金の4分の3が中高年齢寡婦として計算さる。遺族基礎年金の支給を受けているときは、中高年齢寡婦加算は支給停止となる。



※ 妻が40歳になる前に夫が死亡したときは、子がない場合並びに妻が40歳になる前に遺族基礎年金を失権した場合、遺族厚生年金だけの受給となり、中高年齢寡婦加算は支給されない。

「旬を楽しむ」男の料理教室

メニューは 北寄貝と鱈の料理

とき 1月26日(土) 10時～14時
ところ 長者公民館
会費 1,500円 (女性は1,000円)
持参 エプロン、マイ包丁(ある人)
申し込み 1月21日(月)までに
高橋 (43 - 8249)
佐藤 (090 - 2984 - 1541)
阿部 (090 - 7335 - 7844)

県高齢者大会に参加を

時 2013年1月19日(土)10:20～15:00
所 リンクステーションホール青森 (文化会館)
記念講演 アーサー・ビナード氏
「青森の今、日本のこれから」
学習講座「高齢期の暮らしと健康」・「平和と憲法」、分科会「社会保障問題」・「原発問題」が開かれます。参加の仕方は後日お知らせします。

いろいろなお知らせが
多くありました。
みなさんのご協力で
何とか新しい年を
迎えられるそうです。
ありがとうございました。
よいお年をお迎え
ください。
年金者組合
三八支部執行委員会

活動日誌

- ◆ 11月
 - 25日(日) サヨナラ多喜・カラオケの会忘年会
 - 26日(月) 消費税街宣・生存権裁判街宣
なくせ原発三八連絡会
 - 29日(木) 高齢者運動三八連絡会
- ◆ 12月
 - 4日(火) 総選挙告示
第6回三役会議
地労連組織検討委員会
 - 6日(木) 第6回執行委員会
ちぎり絵の会
 - 9日(日) 6・9行動
新婦人50周年を祝う集い
 - 11日(火) うたごえクリスマスの集い
 - 14日(金) 第1回新組合員の集い
 - 16日(日) 総選挙投票日
 - 17日(月)～18日(火) 全国中央委員会
 - 20日(木) ニュース 256号 発行

活動予定

- ◆ 12月
 - 26日(水) 消費税街宣(1時半) 三春屋前
- ◆ 1月
 - 6日(火) 6.9行動 (1時) コープ
 - 9日(水) 第7回三役会議 (1時半) 組合事務所
 - 10日(木) 第7回執行委員会(1時半) 組合事務所
- 1月11日(金) 地労連旗開き (6時半)
- 15日(火) 第8回うたごえの会 (1時半) Joe
- 19日(土) 県高齢者大会(青森市)
- 26日(土) 男の料理教室
- ◆ 2月
 - 5日(火) 新春の集い (11時) 長者公民館